

奈良県告示第二百五十七号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

令和三年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		名称	条項	対象手続等の名称
		一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	第十一条第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の信用事業規程の承認申請
			第十一条第三項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の信用事業規程の変更又は廃止の承認申請
			第十一条第四項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の信用事業規程の変更の届出
			第十一条の八第一項ただし書	農業協同組合又は農業協同組合連合会の

							信用供与等限度額の超過の承認申請
	第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書	農業協同組合又は農業協同組合連合会の合算信用供与等限度額の超過の承認申請					
	第十一条の九ただし書	農業協同組合又は農業協同組合連合会の特定関係者又は特定関係者に係る利用者との間の取引又は行為の承認申請					
	第十一条の十二	農業協同組合又は農業協同組合連合会の外国銀行の業務の代理又は媒介に係る認可申請					
	第十一条の十七第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の共済規程の承認申請					
	第十一条の十七第三項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止の承認申請					

<p>第十一条の十七第 四項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 共済規程の変更の届 出</p>
<p>第十一条の二十五 第一項において準 用する保険業法（ 平成七年法律第百 五号）第三百四条</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 共済代理店の事業報 告書の提出</p>
<p>第十一条の三十四 第一項ただし書</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 価格変動準備金の積 立ての特例の認可申 請</p>
<p>第十一条の三十四 第二項ただし書</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 価格変動準備金の取 崩しの特例の認可申 請</p>
<p>第十一条の四十二 第二項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 共済計理人の意見書 の写しの提出</p>
<p>第十一条の四十二 第一項</p>	<p>農業協同組合の信託 規程の承認申請</p>

<p>第十一条の四十二 第三項</p>	<p>農業協同組合の信託 規程の変更の承認申 請</p>
<p>第十一条の四十二 第四項</p>	<p>農業協同組合の信託 規程の変更又は廃止 の届出</p>
<p>第十一条の四十八 第一項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 宅地等供給事業実施 規程の承認申請</p>
<p>第十一条の四十八 第三項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 宅地等供給事業実施 規程の変更の承認申 請</p>
<p>第十一条の四十八 第四項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 宅地等供給事業実施 規程の変更又は廃止 の届出</p>
<p>第十一条の五十二 第一項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 農業経営規程の承認 申請</p>

<p>第十一条の五十一 第三項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の農業経営規程の変更の承認申請</p>
<p>第十一条の五十一 第四項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の農業経営規程の変更又は廃止の届出</p>
<p>第十一条の五十二 第一項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の契約条件の変更を行う旨の申出</p>
<p>第十一条の六十一 第一項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の契約条件の変更の承認申請</p>
<p>第十一条の六十五 第二項ただし書</p>	<p>農業協同組合の基準議決権数の超過取得等の承認申請</p>
<p>第十一条の六十六 第四項</p>	<p>農業協同組合連合会の認可対象会社の子会社化の認可申請</p>
<p>第十一条の六十六</p>	<p>農業協同組合連合会</p>

<p>第五項ただし書</p>	<p>の認可対象会社の子会社化の特例の認可申請</p>
<p>第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社の変更の認可申請</p>
<p>第十一条の六十七第二項において準用する第十一条の六十五第二項ただし書</p>	<p>農業協同組合連合会の基準議決権数の超過取得等の承認申請</p>
<p>第十一条の六十八第四項</p>	<p>農業協同組合連合会の認可対象会社の子会社化の認可申請</p>
<p>第十一条の六十八第五項において準用する第十一条の六十六第五項ただし書</p>	<p>農業協同組合連合会の認可対象会社の子会社化の特例の認可申請</p>
<p>第十一条の六十八第五項において準用する第十一条の六十六第六項において準用する同条第四項</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社の変更の認可申請</p>

<p>第十一条の六十九第二項において準用する第十一条の六十五第二項ただし書</p>	<p>農業協同組合連合会の基準議決権数の超過取得等の承認申請</p>
<p>第四十四条第三項において準用する第五十九条第二項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の定款の変更に関する報告書の提出</p>
<p>第四十四条第三項において準用する第六十一条第二項後段</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の定款の変更の認可に関する証明の請求</p>
<p>第五十条の二第三項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の信用事業の譲渡又は譲受けの認可申請</p>
<p>第五十条の二第七項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の信用事業の譲渡の届出</p>
<p>第五十条の四第五項において準用する第五十条の二第</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の共済事業の譲渡又は</p>

七項	共済契約の移転の届出
第五十四条の二第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務報告書の提出
第五十四条の二第二項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務報告書の提出
第五十九条第二項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の設立に関する報告書の提出
第六十一条第二項後段	農業協同組合又は農業協同組合連合会の設立の認可に関する証明の請求
第六十四条の二第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の事業を廃止していない旨の届出
第六十四条の三第三項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の継続の届出

<p>第六十五条第三項 において準用する 第五十九条第二項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 合併に関する報告書 の提出</p>
<p>第六十五条第三項 において準用する 第六十一条第二項 後段</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 合併の認可に関する 証明の請求</p>
<p>第七十条第二項に おいて準用する第 六十五条第三項に おいて準用する第 五十九条第二項</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 権利義務の承継に関 する報告書の提出</p>
<p>第七十条第二項に おいて準用する第 六十五条第三項に おいて準用する第 六十一条第二項後 段</p>	<p>農業協同組合又は農 業協同組合連合会の 権利義務の承継の認 可に関する証明の請 求</p>
<p>第七十条の三第三 項</p>	<p>出資組合の新設分割 の認可申請</p>
<p>第七十条の三第四 項において準用す る第五十九条第二 項</p>	<p>出資組合の新設分割 に関する報告書の提 出</p>

<p>第七十条の三第四項において準用する第六十一条第二項後段</p>	<p>出資組合の新設分割の認可に関する証明の請求</p>
<p>第七十二条の二十四 二</p>	<p>農事組合法人の一時理事の選任の請求</p>
<p>第七十二条の二十四第三号</p>	<p>農事組合法人の財産状況等の法令違反等に関する報告</p>
<p>第七十三条第四項において準用する第六十四条の二第一項</p>	<p>農事組合法人の事業を廃止していない旨の届出</p>
<p>第七十三条第四項において準用する第六十四条の三第三項</p>	<p>農事組合法人の継続の届出</p>
<p>第八十条において準用する第七十三条の十</p>	<p>非出資組合又は非出資農事組合法人の組織変更の届出</p>
<p>第八十四条第一項</p>	<p>農業協同組合の組織変更の認可申請</p>

第八十九条第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の組織変更の認可申請
第九十条第一項	農業協同組合又は農業協同組合連合会の組織変更後医療法人の認定申請
第九十七条第一号	農業協同組合又は農業協同組合連合会の共済代理店の設置又は廃止の届出
第九十七条第二号	農業協同組合又は農業協同組合連合会の共済計理人の選任又は退任の届出
第九十七条第三号	農業協同組合の子会社対象会社の子会社化の届出
第九十七条第四号	農業協同組合の子会社の変更の届出
第九十七条第五号	農業協同組合の子会社の変更の届出
第九十七条第六号	農業協同組合連合会

<p>二 農業協同組合法施行令（昭和三十一年政令第二百七十一号）</p>		第九十七条第七号	第九十七条第八号	第九十七条第九号	第九十七条第十号	第九十七条第十一号	第九十七条第十二号	第三十二条第五項ただし書
<p>の会社の子会社化の届出</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社の変更の届出</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社の変更の届出</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社化の届出</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社の変更の届出</p>	<p>農業協同組合連合会の子会社の変更の届出</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の届出（不祥事件に係るものを除く。）</p>	<p>特定農業協同組合の余裕金の運用の特例</p>	

		<p>の承認申請</p>
<p>三 農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）</p>	<p>第六十三条第一項第九号</p>	<p>農業協同組合又はその子会社の取引先である会社の株式取得の特例の承認申請</p>
<p>第七十六条の二第一項第三号イ</p>	<p>農業協同組合の理事の定数の過半数を認定農業者等としない場合の要件に係る承認申請</p>	
<p>第七十六条の二第二項第三号イ</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の経営管理委員の定数の過半数を認定農業者等としない場合の要件に係る承認申請</p>	
<p>第二百六条第二項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の縦覧書類の縦覧開始の延期の承認申請</p>	
<p>第二百三十二条第一項</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の事業計画書の提出</p>	
<p>第二百三十二条第</p>	<p>農業協同組合連合会</p>	

<p>五 農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）</p>			<p>四 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）</p>			
	<p>第四十条</p>	<p>第五十九条</p>		<p>第四十一条第一項第十号</p>	<p>第七条第二項</p>	<p>第二百三十二条第三項</p>
<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の団体協約の締結の報</p>	<p>農業協同組合の特定農業協同組合の承認申請</p>	<p>農業協同組合連合会又はその子会社の取引先である会社の株式取得の特例の承認申請</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の信用事業方法書の制定、変更又は廃止の届出</p>	<p>農業協同組合又は農業協同組合連合会の事業計画書等の提出の延期の承認申請</p>	<p>農業協同組合連合会の決算速報の提出</p>	<p>の決算速報及び仮決算速報の提出</p>

	第六條第二項	農業協同組合連合会の業務報告書の提出	告
	第九條	農業協同組合又は農業協同組合連合会の残高試算表の提出	
	第十條	農業協同組合又は農業協同組合連合会の事業の休止等の報告	
	第十六條	農業協同組合又は農業協同組合連合会の指定の申請	
	第二十三條第一項	農業協同組合の信託の引受けの報告	
	第二十三條第二項	農業協同組合の信託の終了の報告	
	第三十一條第一項前段	農業協同組合の報告及び資料の提出	
	第三十一條第一項後段において準用する農業協同組合法施行規則第二百	農業協同組合の決算速報又は仮決算速報の提出の延期の承認申請	

二 適用日

令和三年十二月十日